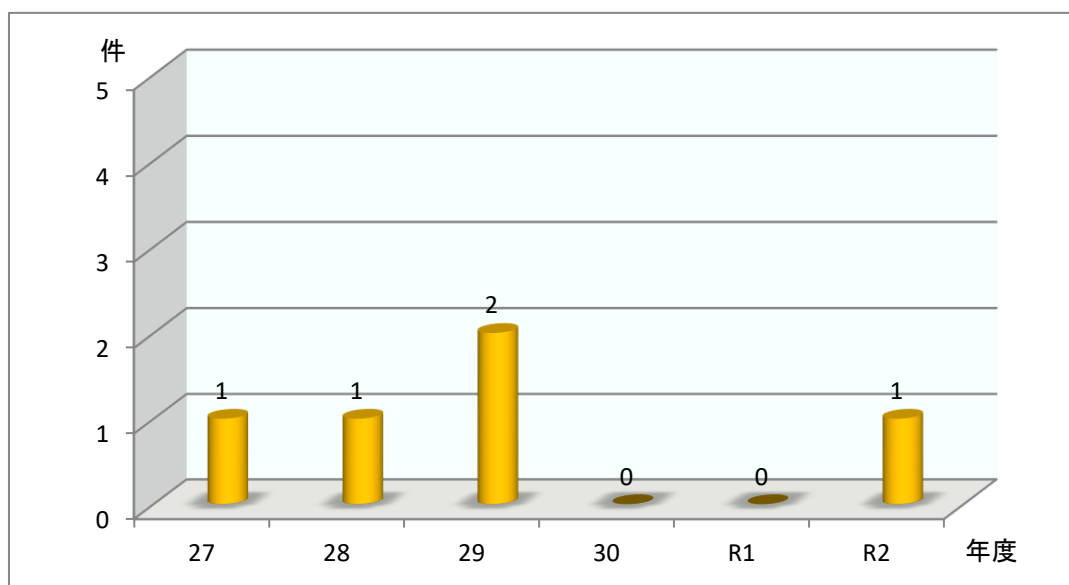


11 新生児のうち、出生時体重が1,500g未満の数

解説

出生時体重が1,500g未満の新生児を極小低出生体重児と言い、NICUでの管理・人工呼吸器・点滴や管からの栄養管理など、特別な治療が必要となります。高度な設備と技術力のあるスタッフを24時間体制で配置する必要があり、極めて重症度の高い周産期の患者を受け入れていることを表します。

実績



自己点検評価

青森県では、極低出生体重児の診療は総合周産期母子医療センターを有する青森県立中央病院が担当しており、当院では主に外科治療を要する重症新生児の診療を担当しているため、当院で出生する極低出生体重児の数は年間0～2例で推移しています。

定義

自院における出生数。
死産は除きます。

算式

出生時体重が1,500g未満の産児数。